# 海外募集型企画旅行条件書 (旅行取引条件説明書)

#### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

# 2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、(株)キャラバントラベル(以下「当社」といいます。)が旅行者 の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受け ることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びに旅行者が当社に支 払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施 する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契 約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行の募集広告・パンフレット(以下「募集広告等」といいます)旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)等によります。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その 他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受け ることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

#### 2. 旅行のお申込み

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。又、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の 予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は 成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して、 7日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内 に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがな かったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申込みの場合は、本項(2)により申込書と申込金を当社が受理したときに成立いたします。

(4)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ち に出来ない場合は、当社は、お客様の承諾を得てお客様をウェイティングの お客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をすることがあります。こ の場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし、「当社が予約可能となっ た旨を通知する前にお客様よりウェイティングの登録の解除のお申し出があ った場合」又は「結果として予約できなかった場合」は、当社は当該申込金を 全部払い戻します。

(5)本項(4)の場合で、ウェイティングコースの契約の成立は当社が予約可能となった旨通知を行ったとき成立するものとします。

## 3. お申込条件

(1)20 才未満の方は保護者の同意書が必要です。15 才未満の方は保護者の同行を条件とさせて頂きます。75 才以上の方は、所定の「健康アンケート」又は「同意書」の提出をお申し込みの条件とさせて頂くことや、旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお博りさせて頂くが、同件者の同行などを条件とさせて頂く場合があります。又その際ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していたど場合があります。又、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくかコースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお掛りさせていただく場合があります。

(4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(5)お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は 加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実 施を計るため必要な措置をとらせていただきます。尚これにかかる一切の費 用はお客様のご負担となります。

(6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別済条件でお受けする場合があります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

# 4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1) の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前~7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡してまたがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。) ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起草してさかのぼって 7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しするとがあります。

## 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21 日目にあたる日 より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ て21 日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定 する期日までにお支払いいただきます。

## 6. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレット等に「旅行代金として表示した金額(及び「追加代金」として表示した金額(内限は第9項に定めます)の合計金額をいいます。尚、「旅行代金として表示した金額」が第2 支払い対象旅行代金」が第14項(1)の①のアの「取消料」、及び同項(1)の②のアの「違約料」の額の算出の基準となり、「お支払い対象旅行代金」が第14項(1)の②のアの「取消料」、及び同項(1)の②のアの「違約料」の額の算出の基準となります。

# 7. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道運送機関の運賃。(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)

(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金。(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表示してある場合を除く)

(3)旅行日程に明示した観光料金(バス料金・ガイド料金・入場料)。

(4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金。(バンフレット等に特に別途の配慮がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。) (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。

(6) 手荷物の運送料金(お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずね下さい。又一部の空港・駅・港・ホテルではボーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。)

(7)団体行動中の心付け

(8) 添乗員同行コースの同行費用

(9) 旅行日程中の海外の空港税、通行税、空港利用料等(ただし、空港税等を含んでいないことを当社がパンフレットに明示したコースを除きます。)。 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しないたしません。

#### 8. 旅行代金に含まれないもの

前第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分)。

(2) クリーニング代、電報電話(Eメールやファクシミリを含む)料、ホテルのボーイ、メイド、ポーター等に対する心付けその他追加飲食等個人的性質の 諸費用及びそれに伴う税サービス料。

(3) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種等)。

(4) お1人部屋を使用される場合の追加代金。

(5) 本邦内の空港施設使用料。

(6)本邦内における自宅から発着空港集合・解散地点迄の交通費及び旅行 開始日の前日、旅行終了日の当日等の宿泊費。

(7)燃油サーチャージ。

## 9. 追加代金

(1)第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

・お1人部屋を使用される場合の追加代金。

・パンプレット等で当社が「ビジネスクラス追加代金」等と称する座席のクラス 変更に要する運賃差額。

・その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの。

#### 10. 渡航手続き

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続きは、お客様自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。

# 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである事由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後こご説明、たします。

## 12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著し、経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客報に通知いたします。

(2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、 本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときはサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## <u>13. お客様の交替</u>

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこかできます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 11000 円(税込)、及び必要に応じて査証代、査証手続手数料をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

#### 14. 旅行契約の解除・払い戻し

#### (1)旅行開始前の解除

#### ①お客様の解除権

ア.お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約 を解除することができます。**契約解除のお申し出は、当社の営業時間内** にお受けします。また、次の表中の旅行代金とは第6項の「お支払い対象 旅行代金」のことをいいます。

a:下記「c,d」以外の旅行で、「特定日」(4/27-5/6、7/20-8/31、12/20-1/7) に旅行を開始する旅行。

b:下記「c、d」以外の旅行で特定目以外に旅行を開始する旅行。

旅行契約の解除期日	取消料 (お一人様)		
旅行約款に定める特定日(4/27-5/6、7/20-8/31、12/20-1/7)に出発する場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる営業日以降31日目にあたる営業日まで	旅行代金の 10%		
旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって 30 日目にあたる営業日以降 3 日目にあたる営業日まで	旅行代金の 20%		
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の 50%		
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%		

※営業日とは祝祭日を除いた月曜日から金曜日までの1000から1700までの当社の営業時間のことをいいます。お取消等のご連絡はこの時間を基準に日付を数えますので、ご注意下さい。

c:本邦出国時及び帰国時に貸切航空機を利用する旅行=パンフレットのコース頁に「貸切航空機利用」の旨を明示します。

d:船舶を利用する旅行(クルーズ)

契約解除の日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって 60 日目にあたる営業日以降~ 31 日目にあたる営業日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって30日目にあたる営業日以降21 日目にあたる営業日まで	旅行代金の 50%	
旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって20日目にあたる営業日以降~4 日目にあたる営業日まで	旅行代金の 80%	
旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって3日目にあたる営業日以降~	旅行代金の 100%	

#### 船により契約解除の日と取消料は違いますのでご注意下さい。

イ.お客様は次の各項に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

a:第 11 項に基づき旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 22 項の表左欄の掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b:第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c:天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d:当社がお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e:当社の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った 旅行実施が不可能になったとき。

ウ.当社は本項「(1)の①のア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(ある)りは申込金)全額払い戻しいたします。

### ②当社の解除権

ア.お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、 当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①の ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ、次の各項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。 a:お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参

加条件を満たしていない事が明らかになったとき。 b:お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められ たとき。

c:お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨 げるおそれがあると認められたとき。

d:お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合特定日(4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7)に旅行開始するときは旅行開始目の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また特定日の期間以外に旅行開始するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止の通知ないたします。

e:スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじ め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極め て大きいとき。

f:天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載 した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能、又は不可 能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ.当社は本項「(1)の②のア」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したとき、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたしませ

#### (2)旅行開始後の解除

#### ①お客様の解除・払い戻し

ア.お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレット に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取 消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分 の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不 可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分の費用を払い戻しい たします。

# ②当社の解除・払い戻し

ア.旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様に あらかじめ理由を説明して旅行の一部を解除することがあります。

a:お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b:お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わ ない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げ るとき。

c:天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能 になったとき、

イ.解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の②のア」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のア」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差引いて払戻しします。

ウ.本項「(2)の②のアのa、b」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ、当社が本項「(2)の②のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。 すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

# 15. 旅行代金の払い戻しの時期

(1)当社は「第 12 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 14 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30 日以内に、お客様に対して当該金額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規定は、第 18 項(当社の責任)又は第 20 項(お客様の責任) で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使すること を妨げるものではありません。

# 16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動期間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

# <u>17. 添乗員</u>

(1) 添乗員の同行の有無や、添乗員が同行する場合の同行区間はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行 にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するた めの必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行 いませ

(3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(5) 新興員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げ

#### まり。 18. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を 代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お 客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただ し損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り ます。

(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

ア.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしく は旅行の中止。

イ運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行 日程の変更も「人は旅行の中止。

ウ.官公署の命令、外国の出入国禁止、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。

エ.自由行動中の事故。 オ.食中毒。 カ.盗難

キ.運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など。又はこれらに よって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円までといたします。

## 19. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別 補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来 の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金 及び見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害賠償金を支払 います.

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運転中の事故によるものであるときは、当社は本項(1) の補償金及び見乗金を支払いません。ただし、当該運転が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社は本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を 重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限 度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたしま

#### 20. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、又はお客様が当社約 款等の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様 から措実の賠償を申し受けます。

# 21. オプショナルツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社募集型企画旅行のオブショナルツアー」といいます。)の第19項(特別補償)の運用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画・実施のオプショナルツァーは、バンフレット等で「企画・実施者:当社」と明示します。

(2)オブショナルツアーの企画・実施者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客僚に発生した第19項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は、同項の規定に基づき損害補償金を支払います。また、当該オプショナルツアーの催行に係る企画・実施者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプショナルツアーが催行される現地法人及び当該企画・実施者の定めに拠ります。

(3)当社は、バンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

#### 22. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第 6 項で定める「旅行代金として表示した金額」に次表右欄に記載する幸を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし当該変更については当社に第 18 項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。 但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座 席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補 償金を支払います。

ア.天災地変。 イ.戦乱。 ウ.暴動。 エ.官公署の命令。

オ.運送・宿泊機関等のサービスの提供中止。

カ.当初の運行計画によらない運送サービス提供。 キ旅行参加者の生命又は身体の安全確保の為必要な措置。

②第 14 項の規定に基づき旅行契約者が解除されたときの当該解除された 部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても最終旅行日程表に 記載した日程から変更の場合で、契約書面(募集ペンフレット等)に記載した 範囲内の旅行サービスの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いま せん。

(2) 本項(1)の規定に拘らず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更 補償金の額は、第6項で定める「旅行代金として表示した金額」の15%を乗 じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償 金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件に つき下記の率×旅行代金	
当仁が変更価値金を文払り変更	旅行開始日の前 日までにお客様 に通知した場合	旅行開始日以 降にお客様に 通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又 は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光 地又は観光施設(レストランを含みます) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
<ul><li>④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更</li></ul>	1.0%	2.0%
⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は 旅行終了地たる空港の異なる便への変 更	1.0%	2.0%
⑥本邦内と本邦外との間における直行 便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種 類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
<ul><li>⑨上記①~⑧に挙げる変更のうち契約書面ツアー・タイトル中に記載があった事項の変更</li></ul>	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船等毎に、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当毎に1

件とします。

注 2:④または⑥に掲げる変更が 1 乗船等又は 1 泊の中で複数生じた場合 であっても、1 乗船等又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 3: **②に掲げる変更については、 ①~ ③の料率を適用せず、 ④の料率を適用**します。

適用します。
(3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うこと

(4)当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第 18 項規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第 18 項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いします。

#### 23. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件および旅行代金の基準は、バンフレット発行日現在有効なもの として公示されている航空運賃・適用規則又はバンフレット発行日現在、国 土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出していま +

# 24. 保健衛生について

渡航先の衛生状況につきましては、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ(http://www.forthgo.jp/)でご確認下さい。

#### 25. 海外渡航情報について

渡航先によっては、外務省により危険情報など安全に関わる海外渡航関連 情報が出されている場合がございますのでご確認下さい。なお、海外渡航 関連情報は外務省海外安全情報ファックスサービス(FAX:0570-023300)ま たは海外安全ホームページ(http://www.pubanzen.mofa.go.jp/)でもご確 認いただけます。こちらには「スポット情報」や「広域情報」、「感染症危険情 報」も掲載されていますので、あわせてご確認下さい。

#### 26. 旅行先の環境事情について

宿泊施設によっては環境保護のために、お客様からのご希望がない場合、 タオルの交換を行わないことがございます。交換を希望される場合、タオル をバスタブに入れておくなどの意思表示が必要となることがございます。また、 旅行先によっては環境美化の法規制があり、ゴミのボイ捨てなどに対して罰 金が課せられる場合もございますので、事前に確認下さいますようお願い致 します。

# 27. 個人情報の取り扱い

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報(氏名、 性別、住所、電話番号、年齢、生年月日、等)について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行に おける運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のために、運送・宿泊機 関等及び手配代行者に対し、必要な範囲内で提供させて頂きます。

#### 28. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼することは原則お断りさせていただきます。仮にお受けした場合でも、それに伴う諸費用はお客様のご負担となります。お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらはお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お 買物に際しましては、品物等の瑕疵の有無や料金などお客様の責任におい てご購入下さい。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)こども代金を表示した場合は、旅行開始日当日を基準に満 2 才以上 12 才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満で航空座席を使用しない方に適用します。

(5) 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば、(「東京発」又は「関西空港発」とパンフレット等に明示した場合で日本国内の東京(又は関西空港発)以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は、「東京発から東京着まで」(又は「関西空港発から関西空港者まで」)となります。